

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社山田債権回収管理総合事務所（証券コード:4351）

【据置】

長期発行体格付	BB+
格付の見通し	安定的

■格付事由

- (1) JASDAQ 市場に株式を公開している独立系のサービサー。サービサー事業、派遣事業、不動産ソリューション事業などを展開している。当社が属する山田グループは、代表者の山田晃久氏が率いており、当社の他、司法書士法人、土地家屋調査士法人、信託会社などで構成されている。グループ内外の連携・ネットワークを活かし、不動産・債権取引のワンストップサービスの提供や大口案件への対応が可能なのが当社の強みであり、サービサー事業で一定の実績を残してきた。ただ、近時は不良債権の減少により同事業の業容が縮小している。派遣事業は拡大傾向にあるものの、サービサー事業と比べ収益性は低く、当社全体の収益力は低下している。財務内容は安定しているが、現状の収益水準が続けば、格付には下押し圧力がかかってくる。サービサー事業では再生ビジネスの強化、派遣事業ではグループ外派遣も含めた需要の捕捉など収益改善に向け取り組んでおり、その進捗状況を注視していく。
- (2) 18/12 期の連結売上高は派遣事業が堅調に推移するも、サービサー事業での債権回収の遅れや不動産ソリューション事業での物件売却のずれ込みにより 2,038 百万円（前期比 2.4%減）となった。各事業とも売上総利益率が悪化し、販売費及び一般管理費が増加したため、同期の連結経常利益は 161 百万円の赤字（前期は 81 百万円の黒字）となった。19/12 期は連結売上高 2,815 百万円（前期比 38.1%増）、連結経常利益 225 百万円と黒字回復の計画。派遣事業では金融機関から司法書士法人への住宅ローン案件、信託会社への相続案件の増加などでグループ内の派遣需要は引き続き増加する見込みである。加えて、グループ外への派遣も進めていく方針である。一方、サービサー事業ではバルク債権は仕入れ価格が高止まりしており、大きく積み上がる状況は見込みにくいなか、ネットワークを活かした大口再生案件の獲得がポイントとなろう。
- (3) 19年3月末の連結自己資本比率は、70.0%（18年12月末は70.8%）。17年の大口再生案件の終了後は借入金を全て返済した。足元では機動的な資金ニーズに対応するため10億円強の借入を実施したもようであるが、自己資本比率は高い水準が維持されると JCR は考えている。

（担当）大山 肇・坂井 英和

■格付対象

発行体：株式会社山田債権回収管理総合事務所

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	BB+	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2019年7月30日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：大山 肇
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 株式会社山田債権回収管理総合事務所
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル